

1 ふれあい事業

自治会・町内会の範囲での多世代交流や組織的な見守り活動に助成します。

A 多世代交流タイプ

(1) 助成対象団体 自治会・町内会

(2) 事業例

三世代交流を目的とした催し（例：ウォークラリー、納涼大会）、清掃活動 など

(3) 助成条件

① 自治会・町内会の住民全体に呼びかけ、多世代が事業に参加していること

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 ー 事業費全般

◆お酒代、金券等は助成対象外です。

② 助成額の上限 ー 1回につき10,000円まで（年度内2回まで）

◆残額を次回の申請に繰り越すことや、残回数を次年度に繰り越すことはできません。

◆世帯数が500世帯以上の自治会・町内会については1回につき15,000円とします。

B 見守り・生活支援タイプ

(1) 助成対象団体 自治会・町内会

(2) 事業例

訪問による見守り活動、ゴミ出し・除雪支援などの助け合い活動、活動を検討する打合せなど

(3) 助成条件 ※いずれかに該当すること

① 概ね月1回以上の訪問による見守り活動であること

② 概ね月1回以上の住民同士の助け合い活動であること

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 ー 事業費全般

◆お酒代、金券等は助成対象外です。

② 助成額の上限 ー 10,000円まで

◆食材費は一人当たり概ね1,000円を上限とします。